

物件事故報告書部分公開決定案件

第1 審査会の結論

平成25年5月16日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成25年4月19日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、〇市〇番地〇先路上で発生した交通事故の物件事故報告書」（以下「本件公文書」という。）について公開請求を行った。

2 本件公開請求に対する処分

実施機関は、平成25年5月16日付けで、条例第7条第2項第1号及び第4号の規定に該当する公開をしない部分があるとし、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定の取消しを求めて、平成25年6月14日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

非公開理由について

条例第7条第2項第1号に該当するとして非公開としたところについては、一定の理解ができるが、現場臨場欄及び備考欄を非公開にする理由は全く根拠がない。

備考欄の非公開理由として「これらを公開すると、交通事故捜査の手法、方針等が明らかになり、今後の交通事故捜査に支障を及ぼすおそれがある。」と説明されている。

人身交通事故では実況見分調書が作成され、当該調書には、当事者の指示説明に基づき行った見分結果の他、関係距離を記載した精密な現場見取図や現場を撮影した写真が添付されているが、請求手続きを行えば起訴・不起訴にかかわらず個人情報を除き閲覧・謄写が認められている。

物件事故報告書に比べて圧倒的に多い情報量を持つ実況見分調書を公開したことで「交通事故捜査の手法、方針等が明らかになり交通事故捜査に支障が起きた。」などの弊害が生じたとの発表や報道はない。

また、交通事故捜査の手法については、書籍で詳細な説明が行われており、あえて備考欄を隠す必要はなく、むしろ、捜査手法や方針を積極的に公表し、捜査の公平性・客観性を高める工夫をすべきである。従って、理由説明書に記載されている内容は詭弁で、非公開の理由には当たらないため、すみやかな公開を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書である物件事故報告書は、事故当事者等から届出を受けた警察官が、事故当事者から聴取した事故当事者の住所、氏名、生年月日、運転免許の種別等の特定事項、また、発生日時、発生場所、交通事故捜査の初期的段階における供述等に基づいて認定した事故の状況、現場の状況等を記録した文書である。

つまり、個人に関する情報と交通事故捜査に関する情報を記録した文書である。

2 本件公文書の公開をしない部分及び公開をしない理由について

(1) 決裁欄の警部補以下の警察官の印影並びに作成者の警部補以下の警察官の氏名及び印影

公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名に係る情報であり、条例第7条第2項第1号に該当する。

(2) 第一当事者並びに第二当事者の住所、氏名（ふりがな）、生年月日（年齢）、車両番号、自賠責保険関係、証明書番号及び運転免許の欄

特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と結び付けることにより特定の個人を識別することができる情報であり、公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2項第1号に該当する。

- (3) 第一当事者並びに第二当事者の被害程度、処理区分及び身柄措置の欄
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と結び付けることにより特定の個人を識別することができる情報であるほか、当該個人が交通事故を起こした事実を公にする情報であり、公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがある。

また、交通事故捜査の手法、方針等に関する情報が記載されており、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第2項第1号及び第4号に該当する。

- (4) 示談の欄

示談の欄は、犯罪事実に関する情状意見の参考としているもので、事故当事者の民事上の権利利益に関する情報であり、公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2項第1号に該当する。

- (5) 現場臨場及び備考の欄

現場臨場の欄は、事故当事者等の届出を受けて、警察官が現場に臨場したかどうか、さらに、現場に臨場した場合に、実況見分を行ったかどうかを記載している。

また、備考の欄は、本件交通事故発生時の捜査の初期段階において、現場痕跡や車両損傷、更に、事故当事者の供述等に基づいて認定した交通事故捜査の内容が記載されている。

これらを公開すると、交通事故捜査の手法、方針等が明らかになり、今後の交通事故捜査に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第2項第4号に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

「第4実施機関の説明の要旨 1本件公文書について」のとおり、物件事故報告書は事故当事者等から届出を受けた警察官が、当事者から聴取した当事者の住所、氏名等の特定事項、また、発生日時、発生場所、交通事故捜査の初期的段階における供述等に基づいて認定した事故の状況、現場の状況等を記録した文書であり、本件公文書は特定の事故についての個人に関する情報と交通事故捜査に関する情報を記録した文書である。

2 基本的な考え方について

審査請求人は、審査請求において「条例第7条第2項第1号に該当するとして非公開としたところについては理解ができる。」と記述し、反論書においては、何ら記載がない。よって、第1号に該当するとして非公開としたところについては情報公開の可否について検討しないこととする。

一方、審査請求人は「現場臨場欄及び備考欄を非公開にする理由は全く根拠がない。」と主張していることから、当審査会では、本件公文書を見分し、本件審査請求情報が条例第7条第2項第4号に該当するかどうかの検討を行うこととした。

3 非公開部分の非公開情報該当性等について

条例第7条第2項第4号の該当性について

条例第7条第2項柱書きに規定する公開しない情報のうち、同条同項第4号の公共の安全等に関する情報については、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とされ、犯罪の予防や捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定して公開しないことを規定しているものである。

交通事故は、事故当事者のいずれか又は両当事者の何らかの違法行為が原因になって起こるものであることから、事故の発生を認知した警察官が、免許証等の確認や事故発生時の状況を聴取する行為は、道路交通法違反被疑事件等の具体的な捜査活動といえる。

したがって、本件公文書が特定の交通事故についての初期段階における事故捜査に関する情報を記載した文書であることから、公共の安全等に関する情報であると認められる。

(1) 現場臨場及び備考の欄について

実施機関は、現場臨場及び備考の欄に関して条例第7条第2項第4号の該当性について、「第4実施機関の説明の要旨 2本件公文書の公開をしない部分及び公開をしない理由について (5)現場臨場及び備考の欄」のとおり、主張している。

実施機関に対し当審査会から、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について説明を求めたところ、実施機関から次のとおり説明があった。

ア 現場臨場の欄は、事故当事者等の届出を受けて、警察官が現場に臨場したかどうか、さらに、現場に臨場した場合に、実況見分を行ったかどうかを記載している。

現場臨場の有無、実況見分の有無を公表すると、どの程度の交通事故から現場臨場、実況見分が必要であるかという交通事故捜査の基準が明らかになり、交通事故捜査の基準を悪用し偽装工作等を行うなど、以後の交通事故捜査に支障が生じるおそれがある。

イ 備考の欄は、交通事故発生時の捜査の初期段階において、現場痕跡や車両損傷、更に、事故当事者の供述等に基づいて認定した交通事故捜査の内容が記載されている。

また、これらの内容は、後日、診断書が提出され、人身事故になった場合には、あらためて実況見分、関係者に対する取り調べ等、必要な捜査を行い、被疑者を検察庁に送致する際の、捜査の資料になるものである。

よって、これらの内容を公開した場合、交通事故発生原因等について自らを正当化し、又は自己に有利な内容に供述を変えるなどの対抗措置をとることにより、事後の捜査において事故当事者からの真の供述が得られなくなり、真相の解明が困難となるなど、事故捜査活動に支障が生じるおそれがある。

したがって、条例第7条第2項第4号に該当し、これらを公開すると、交通事故捜査の手法、方針等が明らかになり、今後の交通事故捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 当審査会は、実施機関の説明に基づき、次のことを確認した。

(ア) 物件事故報告書の備考欄の記載内容について

物件事故報告書の備考欄は、違反行為が明らかに認められない場合を除き、衝突地点・事故概要・現場付近の略図や物件事故から人身事故への切り替え、交通事故をめぐる保険金詐欺事件等に対応するため、必要に応じて、関係者の言動について記載しておくものである。

これらの記載内容は、処理に当たる警察官が、事故の当事者や目撃者等から事故の状況を聴取し、車両等の損壊箇所、損壊の程度、道路状況等を総合的に判断し認定した事故の状況を記載するものであり、当該警察官の評価が加わっている。

(イ) 備考欄を公開した場合の支障について

備考欄には交通事故発生時の事故原因等に関する情報が記載さ

れており、これが明らかになると、安全運転義務違反の成立を否定したり、交通事故の関係者等が警察官の認知事項をみて供述を自己に有利な内容に変更したりするなど、交通事故に係る当事者の真の供述が得られなくなるおそれが生じることは否定できない。

また、当該事故に関与した者が、公開請求を行って備考欄の記載事項を知った場合には、警察官が捜査結果に基づいて認定した事故の状況等の捜査内容が明らかになるため、後日、物件事故から人身事故へ切り替えられた場合には、以後の取調べの際にも、臆することなく届出当時の供述を繰り返すなど、事故に関与した者が、その対抗措置をとることも考えられ、捜査活動に支障が生じるおそれがある。

このように、物件事故報告書は事故発生時の初期段階における捜査の資料であるが、その後も捜査を継続する可能性があり、少なくとも当該交通事故の捜査が完結するまでの間において、備考欄を公開することは交通事故捜査に支障が及ぶものと考えられる。

(ウ) 現場臨場の欄について

現場臨場の欄については、警察官が交通事故現場に臨場したかどうか、実際に臨場した場合に、実況見分を行ったかどうかを記載するものであり、これらの情報を公にすることは捜査活動に支障があるとの実施機関の説明は妥当であり、非公開情報と認められる。

以上のことから、当審査会としては、現場臨場及び備考の欄は、交通事故発生時の捜査の初期段階において、事故当事者の供述等に基づいて認定した交通事故捜査の内容が記載されているものであり、条例第7条第2項第4号に該当するものとして、「公共安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあるとの理由を付し非公開とした処分庁の判断は妥当と認められる。

4 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、条例第7条第2項第1号又は第4号に該当するものとして部分公開とした本件処分は、以上のとおり妥当と認められることから、結論のとおり判断した。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 25 年 7 月 10 日	諮問
同年 7 月 18 日	警察本部長に理由説明書の提出を依頼
同年 8 月 12 日	警察本部長から理由説明書を受理
同年 8 月 12 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 9 月 10 日	審査請求人から反論書を受理
同年 10 月 22 日	審査会（第 1 回審議）
同年 11 月 26 日	審査会（第 2 回審議）
平成 26 年 1 月 22 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	